

令和3年度事業報告
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

令和3年度の事業も定款、並びに事業計画に則り実施してきた。日本の伝統医療である柔道整復学と柔道整復術の進歩発達と柔道整復師の資質向上を図り、保健・医療・介護に関する諸制度の円滑な運営と健全な発展のための事業を行うことこそ柔道整復師である我々が京都府民(国民)に貢献できる手段と信じて京都府柔道整復師会が行った活動の概要を事業計画に記載した順に報告する。

1. 柔道整復師の施術に係る医療保険受領委任取扱いに関する事業

(1) 確約書の徴収及び登録等の手続き

新たに入会しようとする者に対して、受領委任取扱いに関する協定書の内容を遵守するための確約書を徴収し、受領委任の施術管理者及び業務に従事する柔道整復師の確認や、柔道整復師の業務を適正に運用することの確認などを厳正に行った後、京都府、及び関係機関への登録手続きを行った。退会者に対しても速やかに手続きを行った。

(2) 療養費支給申請書の一括申請及び療養費の一括受領並びに納金

当会では、京都府内の柔道整復師より提出される療養費支給申請書を点検整備後、各保険者へまとめて提出を行う。また、当会会員においては当会が各保険者より療養費を一括受領した後に各会員へ納金している。この事業についての特段の対価は徴収していない。本事業は会員限定で行うものではないが、今年度は当会正会員以外の柔道整復師から療養費支給申請書の申請業務について委託は行われなかった。

(3) 公的審査委員会への委員の派遣並びに自主審査会の開催

当会では、国民健康保険及び後期高齢者医療、全国健康保険協会管掌健康保険、労働者災害補償保険の公的審査委員会へ委員を推薦し派遣した。また、当会にて理事、及び保険部員が前述公的審査委員会において審査対象外の療養費支給申請書に対して「療養費の支給基準」を参照に自主審査会(毎月1回開催)を行った。

(4) 療養費支給申請書に関する資料収集並びに保険に関する諸問題の定義と解決方法の研究

当会では、理事や保険部員等を京都府国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会や全国健康保険協会柔道整復療養費審査委員会の委員に派遣することで、本事業の適正な運営について情報や資料を得るとともに、行政機関、並びに公益社団法人日本柔道整復師会、及び当会における保険勉強会・研修会に参加し保険に関する諸問題の定義と解決方法の研究を行った。

(5) 保険制度の周知徹底に係る情報伝達事務

受領委任取扱い制度の周知徹底に係る情報伝達を目的として、当会会員、並びに京都府内の全柔道整復師に対して定期保険講習会を開催した。本事業について年2回の開催予定であったが、新型コロナウイルス感染予防対策により、webでの開催や資料等を配布することで開催の代替とした。本事業の実施要綱については案内書の郵送を行うとともに当会ホームページやSNS(Facebook、Instagram)、会報誌

を通じて広く公開した。

(6) 適正な療養費支給申請書の作成指導

京都府内の全柔道整復師を対象にした定期保険講習会、及び臨時保険講習会の開催時の他、当会会員及び新規開業者を対象として毎月1回開催する保険説明会、会員（個人・支部）に対して行う保険説明会を実施した際に適正な療養費支給申請書の作成指導を行った。

(7) 保険講習会並びに保険説明会の開催

京都府内の全柔道整復師を対象に前述した定期保険講習会は、新型コロナウイルス感染予防対策により web での開催や資料等を配布することで開催の代替とした。また、新入会員及び新規開業者を対象として毎月1回（原則として6回の出席が必要）の保険説明会を実施し、必要に応じて個別に保険指導も実施した。この講習会及び説明会は、府民医療に不可欠な受領委任制度の適正かつ円滑な運営について講習を行う事により、京都府民の公衆衛生の向上に関する知識を深める事を目的とする。開催については京都府内の開業柔道整復師に案内書の郵送を行うとともに当会ホームページや SNS（Facebook、Instagram）、会報誌に掲載し、希望者がいつでも誰でも参加できる形式とした。

(8) 保険勉強会並びに保険研修会への参加

京都府内の全柔道整復師に府民医療に不可欠な受領委任制度の適正かつ円滑な運営並びに京都府民の公衆衛生の向上に関する知識や実務能力習得のため、保険担当理事、及び保険部員は近畿厚生局、公益社団法人日本柔道整復師会、日本柔道整復師会近畿ブロック会等の保険勉強会・研修会に参加した。また、保険に関連する勉強会として開催する担当行政や保険者代表との五者会議（3月25日開催予定）は新型コロナウイルス感染予防対策により開催を延期した。

(9) 保険関連研修会への講師派遣

受領委任取扱い制度の相互理解を目的として、保険者等からの依頼により保険者等が開催する研修会に対して当会の保険担当理事を講師として派遣した。

(10) 京都府民（国民）からの相談への対応

京都府民及び観光客等の健康管理や救急外傷に対応するため施術所の案内はもとより、柔道整復師の受領委任の取扱いについての問い合わせ（疑義など）について、理事、及び部員、並びに事務局職員が対応した。

2. 柔道整復師の資質向上及び柔道整復学並びに柔道整復術の進歩発達に関する事業

(1) 京都接骨学会の開催

公衆衛生の向上に寄与するため、京都府内の柔道整復師、並びに柔道整復師養成学校学生の知識と技術を深めることを目的として京都接骨学会を10月3日に佐藤和伸先生（日本柔道整復師会学術教育部部員）を講師に招き新型コロナウイルス感染予防対策により人数を制限して開催した（視聴者数532）。2月13日開催分は川戸典知先生（公益社団法人滋賀県柔道整復師会理事：近畿超音波委員長）を講師に招き新型コロナウイルス感染予防対策によりオンラインで開催した（視聴者数362）。会員発表についてはコロナ禍で募集せず次年度再開を目指すこととした。開催については、当会ホームページや会報誌に掲載し、希望者がいつでも誰でも参加できる形式とした。

(2) 第45回公益社団法人日本柔道整復師会近畿学術大会京都大会に参加協力

新型コロナウイルス感染予防対策によりオンライン開催で令和4年10月16日に開催することが決定し、京都府が主管県として準備を進めていく。

(3) 第30回日本柔道整復接骨医学会学術大会（於：東京都）への参加協力

新型コロナウイルス感染予防対策により第30回日本柔道整復接骨医学会学術大会の開催はオンライン開催された。

(4) 柔道整復に関する講習会の開催及び参加協力

京都府内の柔道整復師を対象として、施術に必要な柔道整復学・柔道整復術、及び最新の医療機器・観察機器・衛生材料等の情報、並びに地域住民が住み慣れた場所で安心して生活出来るよう、そして、そのQOL（Quality of Life・生活の質）の向上をめざす地域包括ケアシステムに参入し活躍できるように柔道整復師に必要な知識や技術を習得するための講習会を開催した。今年度は運動器疾患対応力向上実施事業を開催した（10月3日 参加者532）。（2月13日 You Tubeにてライブ配信 会場参加者41名、うち賛助会員1名）開催については、当会ホームページやSNS（Facebook、Instagram）、会報誌に掲載し、希望者（京都府内の柔道整復師）がいつでも誰でも参加できる形式とした。予定していた京都府柔道整復師会会員と京都医健専門学校学生を対象に第9回京都府柔道整復師会・京都医健専門学校合同講習会は、新型コロナウイルス感染予防対策により本年度の開催は中止した。

京都府内の柔道整復師を対象とした超音波画像観察装置特別セミナーはメインテーマとして京都接骨学会において取り組んだ。

(5) 柔道整復術の継続的研究並びに柔道整復に関する調査研究の奨励及び指導

京都府民（国民）の公衆衛生の向上を目的に、柔道整復師の資質向上及び柔道整復学・柔道整復学の進歩普及に係る調査研究の指導・協力を行った。研究成果の発表は当会で年2回開催する京都接骨学会の会員発表で行うとともに、開催に協力している公益社団法人日本柔道整復師会近畿学術大会や日本柔道整復接骨医学会学術大会で発表を行っている。当会会員に対して日頃の施術症例等を通じて調査研究を行うよう奨励しており、今年度も学術部員が中心となって研究成果の取りまとめ方や学会論文の作成方法などを指導した。

(6) 研究活動への支援及び助成

自由な発想で、様々な角度から研究に取り組むことは柔道整復師の資質向上、並びに調査研究の活性化に効果的であるため、当会では研究を行う団体（研究会）を公募した。（今年度は応募者なし）。また、柔道整復術の研究を目的に超音波観察装置、学術関連書籍・ビデオ・DVDの貸出を実施した。

3. 柔道整復師及び柔道整復学並びに柔道整復術の普及啓発に関する事業

(1) 情報提供の為にホームページ、Facebook、Instagramの運営

ホームページ及び、Facebook、Instagram上に当会活動に関する最新情報や柔道整復師及び柔道整復学、並びに柔道整復術の普及啓発に関する情報を随時掲載した。また、一般に向けた当会員の情報を開示し情報の更新をした。

(2) 会員派遣並びに広報誌による京都府柔道整復師会関連事業ならびに柔道整復師の啓蒙活動

当会では、広報誌である「京柔整会報」を今年度は年3回発刊（161号・162号は合併号）し、京都府柔道整復師会関連事業ならびに柔道整復師の啓蒙活動のために京都府内市区町村長及び柔整養成校、その他の団体へ京柔整会報を送付した。また、救護活動や養成校への訪問等で会員を派遣した際にも京都府柔道整復師会関連事業、並びに柔道整復師の啓蒙活動を実施した。

4. 高齢者の福祉サービスの充実に係る事業

(1) デイサービスセンターへ機能訓練指導員の派遣

当会は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきとした生活が送れるよう、当会会員を機能訓練指導員としてデイサービスセンターに派遣し、「自立した生活」を目標に歩行練習や筋力トレーニング等を実施した。その実績としては、京都府内10か所のデイサービスセンターに当会の機能訓練指導員を約24名派遣、京都市より委託された京都市伏見地域介護予防推進センターには月あたり約15名の会員を指導員又は講師として派遣した。

(2) 介護支援専門員・機能訓練指導員の指導育成のための研修会並びに講習会の開催

機能訓練活動に係る研修会、及び講習会へ反映するために施設長と各施設の機能訓練指導員担当責任者との意見交換会を2月5日に開催の予定であったが、新型コロナウイルス感染予防対策により本年度の開催は中止した。また、機能訓練活動を円滑に行うため、各施設において担当者会議を年2回開催した。

(3) 介護認定審査会へ介護認定審査員の派遣

今年度も京都市からの要請により、京都市内の14行政区の介護認定審査会に介護支援専門員の資格を持った当会の柔道整復師や職員を派遣し、介護認定審査業務を行った。

(4) 京都府柔道整復師会指定居宅介護支援事業所の運営

今年度も京都府柔道整復師会指定居宅介護支援事業所において介護支援専門員資格をもった当会の柔道整復師と職員が、柔道整復師としての専門性を活かした居宅介護サービス計画（ケアプラン）の企画立案を行った。当事業所の特徴として、ケアプランの作成等の依頼を福祉事務所や地域包括支援センターなど公的又は準公的な機関から受ける例が多く、取扱の約3分の1がこれに該当する。現在、所員（当会会員）約14名がケアプランの作成を行っている。

(5) 京都市伏見地域介護予防推進センターの運営

当会は京都市伏見区桃山水野左近西町51-5において柔道整復師、理学療法士、看護師、管理栄養士を雇用して京都市伏見地域介護予防推進センターを運営した。同センターでは高齢者の日常動作能力の維持向上のための体操教室、（柔道整復師が担当）口腔ケア、認知症ケア等の教室や講演会等の各種介護予防事業を実施した。また、介護保険の啓発、宣伝活動、地域における高齢者実態の調査等を地域包括支援センターと連絡協調を図りながら行った。

(6) 京都高齢者あんしんサポート企業への参加協力

当会は、今年度も高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりのため京都府が推進している「京都高齢者あんしんサポート企業設置事業」に参加した。

(7) 京都府地域の安心・安全サポート事業所登録に参加協力

当会は防犯・交通安全の分野で地域と協働して活動し、地域の安心・安全のため京都府が推進している「京都府地域の安心・安全サポート事業」の事業所登録、及び「ホンデリングプロジェクト」に参加協力した。

(8) 高齢者運転免許証自主返納支援事業協賛

当会は運転免許証を自主的に返納された65歳以上の高齢者を対象に特典サービスを実施する京都府の「高齢者運転免許証自主返納支援事業」に賛同し協賛店に参加協力した。

(9) 京都府警察との「高齢者安全対策に関する協定」による活動

当会と京都府警察との「高齢者安全対策に関する協定」により、高齢者が被害に遭う可能性が高い特殊詐欺や悪質商法を始めとする犯罪や交通事故の未然防止のほか、認知症を原因とする高齢者の行方不明事案の早期解決を図るために、相互の連携・協力の下、高齢者の安全対策に取り組んだ。

5. 京都府民の心身の健全な発達に関する事業

(1) 日整全国少年柔道大会・日整全国少年柔道形競技会への参加協力

日整全国少年柔道大会・日整全国少年柔道形競技会に日整全国少年柔道京都大会・形競技京都大会での優秀選手を派遣する際に監督・コーチ等の同行を予定していたが、今年度の日整全国少年柔道大会等は新型コロナウイルス感染症対策ため中止が決定したので本事業は行わなかった。

(2) 第33回日整全国少年柔道京都大会・第7回形競技会京都大会の開催

柔道を通して青少年の心身の健全な育成を図るため、京都府内全域から少年少女を集め、日整全国少年柔道京都大会開催する予定にしていたが、新型コロナ感染症拡大により日整全国少年柔道京都大会、及び形競技会京都大会の開催を中止した。日整全国少年柔道大会・日整全国少年柔道形競技会には京都府柔道整復師会の選抜選手により参加した。

(3) 近畿ブロック柔道大会への参加協力

日本柔道整復師会近畿ブロック会主催の近畿ブロック柔道大会に選手・審判員・係員として会員を派遣する予定であったが新型コロナウイルス感染症対策のため今年度の大会は中止になった。

2021年度近畿ブロック少年柔道形競技会のみ京都府柔道整復師会会館2階道場にて開催し係員、京都代表選手を派遣した。

(4) 京都府柔道整復師会少年少女柔道教室の開催

我が国の伝統武道である柔道を通じて少年少女の健全な心身の発達を目的とするとともに、社会に献身できる人間形成を目指し、京都府柔道整復師会少年少女柔道教室を開催した。当教室は、京都府柔道整復師会館柔道場にて毎週土曜日の15時から17時までの2時間開催し、当会会員による柔道の指導を行った。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言・蔓延防止措置の発令中は休講に至った。

(5) 京都市教育委員会主催「みやこ子ども土曜塾」事業への参加協力

京都市教育委員会との共催で、子どもたちが武道に親しみやすい環境をつくり、心身の健全育成を図るとともに、伝統文化を学ぶ機会を創出する目的で「みやこ子ども土曜塾」事業へ参加協力した。

(6) 京都府柔道整復師・養成学校特別昇段審査会の開催

京都府柔道連盟、及び京都医健専門学校の協力を得て夏季と冬季に京都府柔道整復師・養成学校特別昇段審査会を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため次年度に開催を延期した。

(7) 柔道大会への参加及び審判員や係員の派遣協力

柔道の普及・振興につなげ京都府民の心身の健全な育成に寄与するため、他の公的団体が主催する柔道大会の審判員・係員として会員を派遣する準備を整えた。

(8) 京都府医療推進協議会への参加協力

医療・介護・福祉に関連する団体や患者団体等で構成される京都府医療推進協議会に登録し、同協議会の事業運営に参加協力した。

6. 災害時等における医療救護活動に関する事業

(1) スポーツイベント等への救急救護隊員の派遣

基本的に医療検査機器等を使用しないで判断・治療ができる柔道整復師の能力を活かし、自治体や京都府内の体育協会加盟団体等が開催するスポーツイベント等へ会員を救急救護隊員として派遣した。

(2) 救護活動関連講習会等の参加案内

自治体や京都府内の体育協会加盟団体等が開催するスポーツイベント等へ会員を救急救護隊員として派遣するために事前の教育訓練として府内各自治体が開催する普通救命講習会の案内を行い、救急救護活動の啓蒙を図った。

(3) 京都府との「災害時等における京都府柔道整復師会の協力に関する協定」による救護活動

当会と京都府との「災害時等における京都府柔道整復師会の協力に関する協定」により災害等の発生時に速やかな救護活動を行うため、救護活動に必要な衛生材料の備蓄を行った、また、予定していた京都府総合防災訓練については新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止となったので、参加を取りやめた。

7. 本会の所有する会館の運営に関する事業

(1) 京都府柔道整復師会館の管理運営

当会が所有する京都府柔道整復師会館（鉄筋4階建）の1階、2階部分を本来の公益目的事業の施設設備として使用するとともに、京都府柔道整復師会館会議室等使用規程に則り京都府民に賃貸し使用料を得る。また、3階、4階部分、及び駐車場の一部については公益目的事業の推進に資するため

賃貸事業を行った。

(2) 京都府柔道整復師会別館の管理運営

当会が所有する京都府柔道整復師会別館（鉄筋4階建）を京都府柔道整復師協同組合に賃貸し使用料を得る。収益目的事業の推進に資するため、京都府柔道整復師会別館（鉄筋4階建）を購入した。

8. 会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業

(1) 互助会規則に則った会員の相互扶助

当会は今年度においても弔慰金及び傷病見舞金の支給に関する規則に基づく会員の相互扶助に関する事業を行ったほか、介護施設利用者等へのインフルエンザ感染防止対策のため、機能訓練指導員へインフルエンザ予防接種の助成を行った。

(2) 公益社団法人日本柔道整復師会近畿学術大会、及び近畿ブロック柔道大会への交通費等の助成

予定していた公益社団法人日本柔道整復師会近畿学術大会、及び近畿ブロック柔道大会は新型コロナウイルス感染症対策により中止になったため、交通費等助成の実施を見送った。

9. 新型コロナウイルス感染症対策に関する事業

(1) 感染予防啓発活動の実施

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（公益社団法人日本柔道整復師会策定）に基づき、会員や京都府民に対して感染予防啓発活動を実施した。

(2) 感染予防に効果的な対策の徹底

当会の事業運営を止めることなく実施するためにテレワークやWeb会議、動画配信等の推進を行い、感染予防に効果的な対策を実施した。

(3) 情報の共有

新型コロナウイルス感染症がもたらす様々な影響に対応するため、社会的、経済的に有用な情報をいち早く発信した。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る会員支援事業の実施

新型コロナウイルス感染症対策に係る衛生材料の不足等について本会会員への影響を緩和し、支援するための事業を本会の関係団体である京都府柔道整復師協同組合とともに実施した。

10. その他の事業

(1) 定時総会及びその他の必要な総会の開催

・令和3年度定時総会

開催日時 令和3年6月6日（日） 13時00分～14時00分

開催場所 京都市右京区西京極新明町6番地

京都府柔道整復師会館 2階 大会議室

会員総数 315名

出席者数 259名

（内訳：委任状出席 9名、議決権行使書 250名）

決議事項 (ア) (公社) 京都府柔道整復師会役員選任

(イ) 令和2年度事業報告

- (ウ) 令和2年度決算報告・監査報告
- (エ) (公社) 日本柔道整復師会の代議員及び補欠代議員の選出
- (オ) 監事の選任

(2) 理事会の開催

令和3年4月度 定例理事会 / 4月10日(土) 15時00分～16時30分

- ・決議事項
 - (ア) 令和3年度定時総会開催日の件
 - (イ) (公社) 京都府柔道整復師会役員選任及び監事の選任(案)に関する件
 - (ウ) (公社) 日本柔道整復師会の代議員及び補欠代議員の選出の件
 - (エ) 事務局職員の定期昇給の件
 - (オ) 備品購入(柔道関連)の件
 - (カ) 第33回日整全国少年柔道京都大会・第7回日整全国少年柔道形競技会京都大会の件

令和3年5月度 定例理事会(ZOOM会議) / 5月8日(土) 15時00分～16時10分

- ・決議事項
 - (ア) 令和2年度事業報告及び令和2年度決算報告を令和3年度定時総会に上程の件
 - (イ) 定時総会に上程する議案の件
 - 第1号議案 (公社) 京都府柔道整復師会役員選任
 - 第2号議案 令和2年度事業報告
 - 第3号議案 令和2年度決算報告・監査報告
 - 第4号議案 (公社) 日本柔道整復師会の代議員及び補欠代議員の選出

令和3年6月度 臨時理事会 / 6月6日(日) 14時00分～14時30分

- ・決議事項 定款により
 - (ア) 会長の選定
 - (イ) 副会長の決定

令和3年6月度 定例理事会 / 6月12日(土) 15時00分～16時30分

- ・決議事項
 - (ア) 入会会員承認の件
 - (イ) 定款施行細則改正の件
 - (ウ) (公社) 京都府柔道整復師会の役員等人事の件
 - (エ) 事務職員への夏季賞与支給の件

令和3年7月度 定例理事会 / 7月10日(土) 15時00分～18時00分

- ・決議事項
 - (ア) 書面審議の件
 - (イ) 各種SNS開設・運用費の件

令和3年8月度 定例理事会 / 8月7日(土) 15時00分～17時00分

- ・決議事項
 - (ア) 入会会員承認の件
 - (イ) 日整登録柔道整復師の件

令和3年9月度 定例理事会（ZOOM会議） / 9月11日（土）15時00分～16時45分

- ・決議事項 (ア) 京都府柔道整復師指定居宅介護支援事業所備品購入の件

令和3年10月度 定例理事会 / 10月9日（土）15時00分～17時15分

- ・決議事項 (ア) 別館購入の件
(イ) 報酬等規程の改正の件
(ウ) 超音波観察装置の貸出の件
(エ) 近畿ブロック会超音波委員選定の件

令和3年11月度 定例理事会 / 11月6日（土）15時00分～17時00分

- ・決議事項 (ア) 別館購入事務手順の件

令和3年12月度 定例理事会 / 12月11日（土）15時00分～17時30分

- ・決議事項 (ア) 事務職員への冬季賞与支給の件
(イ) 事務局職員との雇用契約延長（継続）の件

令和4年1月度 定例理事会 / 1月8日（土）15時00分～17時00分

- ・決議事項 (ア) 書面審議の件
(イ) 日整被害安否確認システム災害担当者の指名の件

令和4年2月度 定例理事会 / 2月12日（土）15時00分～16時30分

- ・決議事項 (ア) 就業規則・ハラスメント防止規定・育児介護休業等規程改正の件
(イ) 令和4年度事業計画・令和3年度事業報告の件
(ウ) 令和4年度定時総会開催日・懇親会に件
(エ) 京都府警（特殊詐欺対策室）と啓発ポスターの件
(オ) 京都府柔道整復師柔道連盟総会・京都府柔道整復師連盟代議員会の件
(カ) 京都府柔道指定居宅介護支援事業所職員採用の件

令和4年3月度 定例理事会（ZOOM会議） / 3月17日（木）14時00分～15時20分

- ・決議事項 (ア) 令和4年度事業計画（案）承認の件
(イ) 令和4年度予算（案）承認の件
(ウ) 令和4年度定時総会懇親会の開催の件
(エ) 京都府柔道指定居宅介護支援事業所職員の期末手当の件

令和3年度 第1回 書面審議による理事会決議事項 / 6月19日

- ・決議事項 (ア) 役職（部員）の決定の件

令和3年度 第2回 書面審議による理事会決議事項 / 12月24日

- ・決議事項 (ア) 京都府柔道整復師会指定居宅介護支援事業所職員採用の件

(3) 全体会議及びその他の必要な会議の開催

今年度は新型コロナウイルス感染症予防対策のため全体会議を開催せず、当会の関連団体である京都府柔道整復師連盟、京都府柔道整復師柔道連盟については書面審議により会議を開催した。

(4) プライバシーマーク取得の検討、及び実行

柔道整復療養費の電子請求化に向けての取り組みであるプライバシーマークの取得作業に関して、調査を行い、取得に係る事務作業や費用支出等について検討した。

(5) 会員章等の配付

新入会員に対して当会の会員章を配布した。

(6) 京都府内の柔道整復師への表彰

当会の定時総会開催時（6月6日：京都府柔道整復師会館）に京都府内の柔道整復師に対し表彰を行った。

(7) 新入会員増強運動の展開

大学、及び養成校を訪問し当会への入会案内を行うとともに、当会ホームページ等を利用して新入会員増強運動を展開した。

(8) 事業運営に係る公益法人会計に準じた適正な会計業務

当会の経理部、並びに事務局において、事業運営に係る公益法人会計に準じた適正な会計業務を実施した。

(9) 顧問税理士による税務説明会の開催

今年度は1月29日に当会顧問税理士である田川 裕税理士による個別税務相談会を当会会議室で行った。

(10) 事務局機能の強化と人的資源の活用

事務局職員に対して受領委任取扱い制度に関し適切な事務作業が行えるよう勉強会を開催した。また、職員個々の事務作業の効率化を図ることを目的に、上長による指導を行った。

(11) 定款、及び諸規程の見直し、並びに改定

理事会開催時に定款、及び諸規程の見直しを行い、定時総会、並びに理事会で必要な改定を行った。

(12) その他、本会の目的のために必要と認められる事業

個人レセプトシステムの普及活動を展開したほか、コンピュータシステムの充実・強化を図った。

(13) 会員の動静

令和3年度末現在の当会の会員数及び前年度比の増減は次のとおりである。

| 会員種別 | 正 会 員 | 賛助会員 | 名誉会員 | 学生会員 | 合 計 |
|-----------|-------|------|------|------|------|
| 令和2年度末会員数 | 317名 | 11名 | 1名 | 70名 | 399名 |
| 令和3年度末会員数 | 304名 | 11名 | 1名 | 96名 | 412名 |
| 増 減 | -13名 | +0名 | ±0名 | +26名 | +13名 |

注：学生会員については当該年度の登録者数

(14) 役員

令和3年度末現在の当会役員は次のとおりである。

| 役 職 | 氏 名 | 勤務形態 | 備 考 |
|-------|---------|------|-----------------------|
| 会 長 | 長 尾 淳 彦 | 常 勤 | |
| 副 会 長 | 林 啓 史 | 非常勤 | 副会長・総務部長 |
| 理 事 | 中 村 英 弘 | 非常勤 | 保 険 部 長 |
| 理 事 | 谷 山 和 浩 | 非常勤 | 経 理 部 長 |
| 理 事 | 中 川 稔 貴 | 非常勤 | 広 報 部 長 |
| 理 事 | 今 井 雅 浩 | 非常勤 | 学 術 部 長 ・ 保 険 副 部 長 |
| 理 事 | 中 村 賢 治 | 非常勤 | 学 術 副 部 長 ・ 広 報 副 部 長 |
| 理 事 | 兼 田 旭 紘 | 非常勤 | 事 業 部 長 ・ 総 務 副 部 長 |
| 監 事 | 細 川 義 昭 | 非常勤 | |
| 監 事 | 薦 田 純 一 | 非常勤 | 弁 護 士 |